

大韓民国駐日代表部公使金溶植

「第二次請求権委員会経過報告（韓国語）」

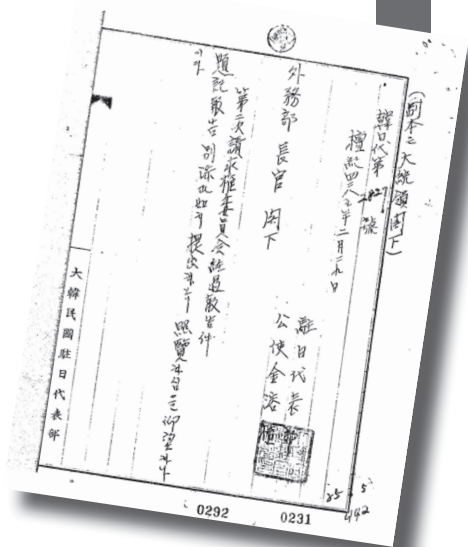
（一九五二年二月二十九日）

日韓請求権問題の 歴史的起源

共通の足場から歴史問題を見つめるために、
過去を真摯に検証する。

一九六五年の日韓基本条約締結から、あと三年で半世紀が過ぎようとしている。安全保障・沖縄・基地問題に象徴される日米関係に比して、戦後の対韓国・朝鮮外交の問題は実証研究の面ではアメリカ史料に偏重してしまう状況が続いてきた。しかし近年、日韓両国で戦後外交史料の公開が急速に進んだことにより、こうした状況は大きく変化しつつある。

公開史料により浮かび上がってきたのは、戦前の帝国時



中京大学教授
浅野豊美

あさの とよみ
1998年東京大学大学院総合文化研究科単位
取得退学。2005年より現職。著書に『帝国
日本の植民地法制』、共編として『歴史として
の日韓外交正常化—脱植民地化編』など。

代に形成された官民の複雑な制度・組織の清算という問題であった。それは植民地に対して戦中に行われたヒトとモノの動員の清算問題と絡まり合い、さらに、日韓関係全体が、連合国との間での賠償問題、および日本国民の戦争被害に対する国内補償問題と複雑に連動していた。それらには、通常の国家間関係を前提とした外交という範疇には収まりにくい。敗戦を契機とした国家分離問題であり、分離国との外交（分離側は「解放」国と認識）という点で、連合国・

分離国・敗戦国間での戦時平時の国際法関係の解釈論争という性格を帯びた。また、国際と国内というレベルを超えて政治的社会的利害が複雑に展開し、ヒトとモノの国境自体が政治問題化する政治問題（在日の法的地位、漁業と領土、在外財産）を抱え込んだ外交であった。こうした点で、分析する側の方法論に対しても深刻な挑戦を迫っている。

今回は紙面の関係上、それらの詳細を明らかにすることはできない。日韓双方の感情的・政治的対立の起源となつた外交の瞬間を考えるための材料提供という意味で、賠償問題に対する日本側の基本方針と韓国側からの反発を中心に紹介したい。

連合国の賠償請求と外務省の方針

占領下の一九四七年七月、日本の外務省は賠償に関する調査書をまとめている。講和独立を迎える日を念頭にして作成された調査書が打ち出した論理は、領土から分離される地域に存在する日本政府や日本国民が所有する在外財産の評価を高め、それを中間賠償として日本本土から撤去されるべき賠償物資の方に組み込もうとするものであった。

帝国の時代、現地に築かれた満州重工業設備や朝鮮の鉱山などの在外財産をいかに評価するかという問題は、戦後日

本から資本賠償として撤去される賠償物資の量を規定する重要な要因であった。在外財産が高く評価されるほど、本土から撤去される物資の量は少なくて済むからである。また、どこが本土でどこが植民地なのかという問題も、沖縄を含め政治的な問題となっており、特に、台湾や樺太が本土であったとの主張や、朝鮮はポーランドと等しいとの主張も展開された。つまり、周辺地域を内地の延長と見なすことで、第一次大戦時のドイツ私有財産接収の事例に従い、在外私有財産の日本人による処分、帯出を認めさせようとしたのである。こうした論理こそが、一九五三年一〇月の第三次日韓交渉時の「久保田発言」の背後にあった。滅びたはずの帝国における法的論理は、帝国清算問題を左右し賠償問題全体と深くかかわっていたといえよう。

もう一つの重要な政策は、敗戦国の立場と限界を認識しつつも、私有財産を含めた全在外資産の接収追認を不可避的に迫られる場合には、それを認める代償として、戦争や戦争以前の社会に由来する現地住民の側からの「一切の請求権を打ち切り、相互の請求権を相殺せん」とした政策であった。統治機構や産業基盤という帝国清算問題を、帝国の発動した戦争に動員された住民被害への補償と相殺せんとした政策こそ、その後の交渉の基本的態度を決定したと

言える。

まず、講和条約締結に際し、日本側はこうした論理に則つて、日韓相互間の一切の請求権を相殺することを、独立承認とともに条約に書き込むべくアメリカに働きかけた。それは韓国側からの拒否により実現されず、講和条約四条a項には両者が「特別取極」を結ぶこと、b項には米軍政がとつた財産処分を承認することのみが規定されたが、日韓の請求権交渉は、そこからその「特別取極」をめぐって開始されたのである。

日韓交渉では、一九四五年二月に米軍政が在韓日本人私有財産を軍政庁に「帰属 (Vest)」させ、それを四八年八月の独立直後に韓国政府に引き渡したという「処分」が有する「効力」の内実をめぐり、両者はまったく異なる論理をぶつけ合つた。韓国側が主張したのは、そうした在韓日本財産の「帰属」と移管は「没収」と同様の効力を持ち、それに異議があれば、日本は米國と交渉すべきとするものであった。これに対し日本側は、台湾引揚者の名古屋大学の国際法学者山下康雄を顧問に迎え理論武装を固め、「帰属」は一種の戦時中の強制信託行為にすぎず、ハーグ陸戦協定による私有財産不可侵原則に反するような命令は、米軍政が出し得ないもので、米軍政による私有財産処分の効

力を認めても、第三者に対する売得代金に対して、引揚者となつた日本人元所有者は請求権を有するとした。

日韓の請求権議論に潜む歴史認識問題

両者の法的論理の対立の果てに、韓国側が打ち出してきたのが、以下のような、在韓日本人私有財産が形成された起源を問題とする歴史認識に係る問題であつた。

「韓国側としては、日本側の考え方は、その根本においていまだ旧支配関係の惰性から止揚されていないという印象を深くせざるを得ない。一九四五年八月九日現在韓国の富は、その大部分が、日本あるいは日本人の所有であつた事実を、日本は正当なる状態として、このままの権利を主張し、今これについて韓国側の再確認を求めることは、すなわち新しい経済的併合を結果するものであり、カイロ宣言にいう奴隷状態の新しき承認を求むるものである、といわざるを得ない」

日本側の私有財産への請求権主張を、帝国の時代を「正当なる状態」とする歴史認識に立つものであると批判し、日本統治が「奴隷状態」であつたことは「カイロ宣言」で日本も追認したとして、「新しい経済的併合を結果する」ような主張をやめよと強硬に抗議したのである。

こうした反発の背後には、いくつかの歴史認識の断層があった。在外日本財産の没収処分は韓国側から言わせれば、連合国による世界的な次元で展開された侵略戦争への賠償・懲罰の一環であり、韓国で米軍政が発した命令は講和条約の別な条項（一四條）で在米日本人資産を凍結・接収したと精神において変わらないものであった。韓国側の認識は、帝国としての日本全体に対する世界的制裁として第二次大戦が戦われ、韓国は最も日本帝国主義に苦しめられてきた国である、とする歴史認識を前提としていた。

交渉の行き詰まりに際して、日本側は西村条約局長を中心に、一時はジュネーブの国際司法裁判所に対してアメリカを提訴（当時のアメリカは強制管轄権を受諾していた）することも真剣に検討したと思われる。実際は米国への仲介依頼に取って代わられたが、こうしたポツダム宣言解釈にさえ関わる提訴可能性と、日本人の反米感情拡大の可能性に、恐らく米国側は配慮し、その仲介案は、在韓日本人私有財産への日本側の請求権を認めないとしつつも、その財産取得と韓国側の対日請求権には「関係がある（relevant）」とし、部分的相殺を求めるとなった。この米国からの折衷案に沿う形で、一九五三年の久保田発言で断絶した韓国との交渉を再び開始したのが岸信介であった。

しかし、韓国側は米国の仲介案それ自体を理念として受け入れたわけではなかった。その後の交渉は、朴正熙政権の登場によってようやくまとまったが、結論だけを取り上げれば、一九六五年の基本条約は、請求権の金額を韓国側の主張に合わせる一方、経済協力という名目は日本側の主張に合わせるものとなった。これにより、日本側は在韓私有財産を喪失した日本人引揚者への国内補償義務を回避することができるようになり、特別な意味と価値を持った在外私有財産を喪失した引揚者への慰労のため、一九六七年に「給付金」が滞在年に応じて支給されることとなった。

戦後の経済成長の陰に隠され、さまざまにゆがめられ政治化されてきた問題を、今こそ実証的な手法で解き明かし、そのことをもって相互の国民感情自体の歴史的起源に迫り、それと同時に互いの国民感情をより高い次元から見つめつつ相手のそれにも共感し合えるような、「地域」的ともいべき新たな感情を、歴史研究と記憶の点検の上につくり出すことは不可能なことなのであろうか。帝国の清算をめぐる周辺地域との間での戦後外交の研究は、資料の公開によってようやく緒に就いたが、それを読み解く新しい世代の国境を越えた目覚めに期待したい。■